



宮 崎 県 公 報

平成27年3月31日（火曜日）号外 第22号の3

発行・印刷 宮 崎 県
宮崎市橘通東2丁目10番1号

発行定日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 37,200円

目 次

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則 -----（税務課）1

頁

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第31号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（徴収金の還付又は充当の通知）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに前項の通知書によって通知しなければならない。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） <u>法第73条の2第7項、第73条の27第1項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第4項、第73条の27の4第2項、第73条の27の5第3項若しくは第73条の27の6第2項の規定によって不動産取得税に係る徴収金を還付する場合又は条例第42条の2の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合</u></p> <p>（5）～（7） [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>（不動産取得税の減額等）</p> <p>第55条 所長は、<u>法第73条の2第6項、第73条の24第1項（同項第1号に該当する場合に限る。）、同条第2項（同項第1号に該当する場合に限る。）、第73条の27の2第1項若しくは第73条の27の3第1項の規定によって減額し、法第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項若しくは第73条の27の7第1項の規定により免除し、又は法第73条の2第7項、第73条の27第1項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第4項、第73条の27の5第2項、第73条の27の6第3項若しくは第73条の27の7第2項の規定により還付する場合</u>においては、当該不動産の取得者に対し、不動産取得税減額（免除・還付）申請書（別記様式第156号）の提出を求めなければならない。</p>	<p>（徴収金の還付又は充当の通知）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに前項の通知書によって通知しなければならない。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） <u>法第73条の2第7項、第73条の27第1項（<u>法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の6第3項及び法附則第11条の4第5項において準用する場合を含む。</u>）若しくは第73条の27の4第4項（<u>法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定によって不動産取得税に係る徴収金を還付する場合又は条例第42条の2（<u>条例附則第10条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合</u></p> <p>（5）～（7） [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>（不動産取得税の減額等）</p> <p>第55条 所長は、<u>法第73条の2第6項、第73条の24第1項（同項第1号に該当する場合に限る。）、同条第2項（同項第1号に該当する場合に限る。）、第73条の27の2第1項、<u>第73条の27の3第1項若しくは法附則第11条の4第4項の規定によって減額し、法第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項若しくは第73条の27の7第1項の規定により免除し、又は法第73条の2第7項、第73条の27第1項（<u>法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の6第3項及び法附則第11条の4第5項において準用する場合を含む。</u>）若しくは第73条の27の4第4項（<u>法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定により還付する場合</u>においては、当該不動産の取得者に対し、不動産取得税減額（免除・還付）申請書（別記様式第156号）の提出を求めなければならない。</u></p>

(不動産取得税に関する文書の様式)

第56条 不動産取得税について、次の表の左欄に掲げる文書は、中欄の規定を適用する場合に用い、その様式はそれぞれ右欄の定めるところによる。

[略]		
不動産取得税徴収猶予申告書	条例第41条から第41条の6まで	[略]
[略]		

様式第72号の11 (第32条の10関係)

[略]

[略]		
請求金額	正当表示金額に係る手数料	$ウ \times \frac{9}{1000} \text{ 工}$
	消費税及び地方消費税相当額	$工 \times \frac{5}{100} \text{ 才}$
	計	$工 + 才$
[略]		

らない。

(不動産取得税に関する文書の様式)

第56条 不動産取得税について、次の表の左欄に掲げる文書は中欄の規定を適用する場合に用い、その様式はそれぞれ右欄に定めるところによる。

[略]		
不動産取得税徴収猶予申告書	条例第41条から第41条の6まで及び <u>条例附則第10条の2</u>	[略]
[略]		

様式第72号の11 (第32条の10関係)

[略]

[略]		
請求金額	正当表示金額に係る手数料	$ウ \times \frac{9.72}{1000}$
	[略]	
[略]		

別記様式第 136号を次のように改める。


様式第 136号 (第45条関係)

徴 収 及 び 滞 納 処 分 状 況 通 知 書										
										年 月 日
市町村長 殿				県税・総務事務所長 印						
地方税法第48条第7項の規定により、下記のとおり通知します。										
徴収の引継ぎを受けた年月日			年 月 日							
地方税法第48条第1項の期間			年 月 日から 年 月 日まで							
区 分	人員	件数	税 額	延滞 金額	過少申告 加算金額	不 申 告 加算金額	重 加算金額	督 促 手数料	滞 納 処分費	計
徴収の引継ぎを受けた 個人の県民税及び市町 村民税に係る徴収金	人	件	円	円	円	円	円	円	円	円
整 理 の 内 訳	徴収したもの									
	うち滞納処分 によるもの									
	徴収猶予したもの									
	換価猶予したもの									
	うち差押え中 のもの									
	滞納処分中のもの									
	滞納処分の停止を したものの									
	その他									
	うち滞納処分 の停止が相当 のもの									
備 考										

別記様式第 156号 (その2) の次に次の1様式を加える。

様式第 156号 (その2の2) (第55条関係)

付 不動産取得税減額(還付)申請書

受  印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申 請 者	住(居)所		
		氏 名	(印)	
地方税法第73条の27の2第1項(第3項)の規定に該当しますので、下記の不動産取得税の減額(還付)をしてください。 なお、別紙証明書を添付します。				
下記の取得した住宅に係る不動産取得税	年 度	納税通知書番号	税 額	減額(還付)申請額
	年 度	第 号	円	円
取得した住宅	取得年月日	種 類	床 面 積	新築年月日
	. .	専用住宅 併用住宅 その他 ()	m ²	. .
	耐震基準に適合する旨の証明の取得年月日		当該住宅に居住を開始した年月日	
	
参考事項				

別記様式第 156号 (その5) の次に次の1様式を加える。

様式第 156号 (その6) (第55条関係)

付

不動産取得税減額(還付)申請書


受	県税・総務事務所長 殿 年月日	印	申	住(居)所 (所在地)	
			請	氏 名称 (名称)	(印)
<p>地方税法附則第11条の4第4項の規定に該当しますので、下記の不動産取得税の減額(還付)をしてください。 なお、別紙証明書を添付します。</p>					
下記の取得した 住宅に係る不動 産取得税	年 度 年度	納税通知書番号 第 号	税 額 円	減額(還付)申請額 円	
取 得 し た 住 宅	取得年月日	種 類	床 面 積	新築年月日	
	・	専用住宅 併用住宅 その他 ()	m ² (m ²)	・	
	家屋の取得価格	下記のいずれかの証明(該当するものに☑)の取得年月日			
	円	耐震基準適合証明書 住宅性能評価書の写し(耐震等級が1、 2又は3であるものに限る。) かし 既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入し ていることを証する書類	・		
	改修工事の総額	改修工事の内容及び工事代金の内訳			
	円	・	(円)		
		・	(円)		
	・	(円)			
	個人への住宅の譲渡年月日	譲渡を受けた個人の居住開始年月日			
	・	・			
参考事項					

増築した場合は、増築後の床面積を床面積欄の()内に記入すること。

別記様式第 160号 (その6) の次に次の1様式を加える。

様式第 160号 (その7) (第56条関係)

不 動 産 取 得 税 徴 収 猶 予 申 告 書

付  受 印		申 告 者		住(居)所 (所在地)	
県税・総務事務所長 殿 年 月 日				氏 名 (名 称)	
下記の不動産の取得については、地方税法附則第11条の4第4項の規定の適用を受けること となりますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については、当該不動産に係る不動産 取得税の徴収を猶予してください。 宮崎県税条例附則第10条の2第1項の規定により、別紙証明書を添えて申告します。					
取得した不動産に係る不動産取得税				徴 収 猶 予 申 告 額	
年 度	納税通知書番号	税 額	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/> 円		
年度	第 号	円			
取得した 既存住宅	取得年月日	取得価格	種 類	床面積	新築年月日
	. .	円	専用住宅 併用住宅 その他 ()	m ²	. .
改修工事の総額		改修工事の内容及び工事代金の内訳			
円		. (円)			
		. (円)			
		. (円)			
住宅の個人への譲渡予定 (譲渡が確実であることが見込まれる場合は、譲渡の予定年月日)					
(. .)					
審 査	該 当・非該当	審 査 者	備 考		
	. . (印)				
処 理	収 税 原 簿 登 載	申 告 者 へ の 通 知			
	. . (印)				

改修工事の概要が分かるもの及び見積書を添付すること。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(不動産取得税に関する経過措置)
- この規則による改正後の宮崎県税条例施行規則中不動産取得税に関する部分は、この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。